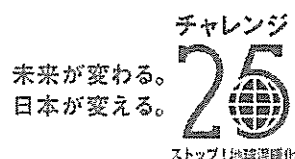


土壌汚染対策法に係る 施行状況の概要について

環境省水・大気環境局
土壌環境課

平成24年12月14日



1

① 土壌汚染対策法の施行状況について

- 土壌汚染対策法の概要
- 土壌汚染状況調査の件数
- 改正土壌汚染対策法施行以降に指定された区域数
(調査契機別・区域別)
- 汚染土壌処理業の許可件数(種類別)
- 認定調査の実施状況
- 技術管理者試験の実施状況

2

土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

※下線部が平成21年改正内容

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、
土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準に適合しない場合】

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
→土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理の委託義務に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度、処理基準、改善命令、廃止時の措置義務

その他

- ・指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者の設置等)
- ・改正土壤汚染対策法は、平成22年4月1日より施行

土壤汚染状況調査の件数

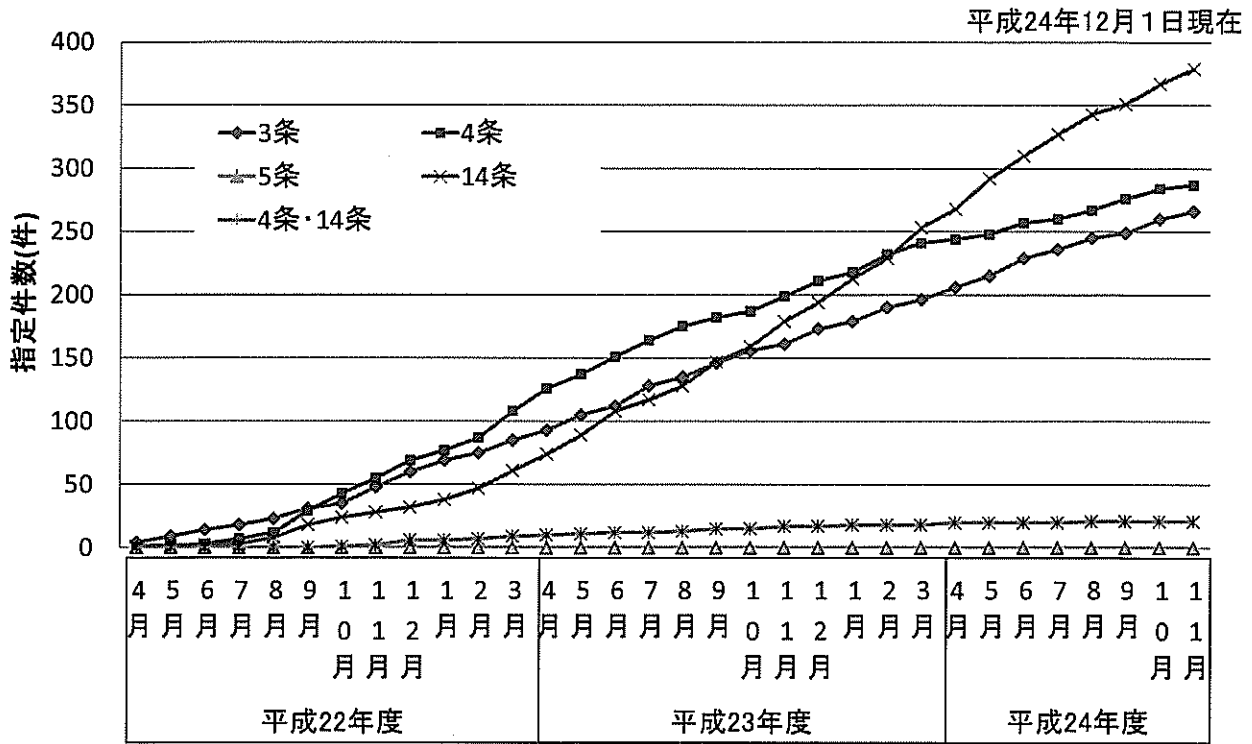
		H14※1	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	累計
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数※2	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	7,047
	調査結果報告件数※3	0	87	163	185	265	243	240	299	204	1,686
	調査猶予件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	5,745
	小計	4	511	764	922	999	1,090	1,138	1,114	889	7,431
法第4条	形質変更時届出件数	—	—	—	—	—	—	—	—	10,815	10,815
	調査命令件数	—	—	—	—	—	—	—	—	270	270
	調査結果報告件数	—	—	—	—	—	—	—	—	226	226
法第5条	調査命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	5
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	5
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	—	—	—	—	—	—	—	—	89	89

※1 平成14年度については法施行日(平成15年2月15日)から平成15年3月31日までの状況である。

※2 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者について一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例、複数の施設に対して行った調査等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

※3 調査結果報告件数は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

改正土壌汚染対策法施行以降に指定された区域数 (調査契機別)



※注 平成24年12月1日までに解除された数を含む 5

改正土壌汚染対策法施行以降に指定された区域数(調査契機別)

改正後の指定件数
(H22.4~)

平成24年12月1日現在

	契機となった土壌汚染対策法の条文				
	3条	4条	5条	14条	4条・14条
平成22年度					
4月	4 (2)	0 (0)	0	1 (1)	0 (0)
5月	5 (4)	1 (0)	0	1 (0)	0 (0)
6月	5 (2)	2 (1)	0	0 (0)	0 (0)
7月	4 (2)	4 (1)	0	1 (0)	0 (0)
8月	5 (1)	5 (3)	0	5 (1)	0 (0)
9月	8 (5)	17 (12)	0	10 (4)	0 (0)
10月	4 (2)	14 (7)	0	6 (2)	1 (0)
11月	13 (8)	12 (7)	0	4 (1)	1 (0)
12月	12 (7)	14 (9)	0	4 (3)	4 (0)
1月	9 (3)	8 (1)	0	6 (3)	0 (0)
2月	6 (2)	10 (6)	0	9 (4)	1 (0)
3月	10 (5)	21 (8)	0	14 (7)	2 (0)

	契機となった土壌汚染対策法の条文				
	3条	4条	5条	14条	4条・14条
平成23年度					
4月	8 (2)	18 (9)	0	13 (6)	1 (0)
5月	12 (3)	11 (6)	0	15 (7)	1 (0)
6月	7 (3)	14 (7)	0	19 (3)	1 (0)
7月	16 (7)	13 (4)	0	9 (0)	0 (0)
8月	7 (1)	11 (4)	0	11 (4)	1 (0)
9月	11 (5)	7 (4)	0	19 (6)	2 (0)
10月	10 (4)	5 (2)	0	12 (5)	0 (0)
11月	5 (2)	12 (5)	0	20 (7)	2 (2)
12月	12 (4)	12 (6)	0	15 (7)	0 (0)
1月	6 (3)	7 (5)	0	19 (6)	1 (0)
2月	11 (0)	14 (5)	0	16 (4)	0 (0)
3月	6 (2)	9 (3)	0	24 (7)	0 (0)
平成24年度					
4月	10 (3)	3 (1)	0	15 (4)	2 (0)
5月	9 (0)	4 (0)	0	24 (12)	0 (0)
6月	14 (5)	9 (2)	0	18 (1)	0 (0)
7月	7 (3)	3 (0)	0	17 (6)	0 (0)
8月	9 (2)	7 (3)	0	16 (1)	1 (0)
9月	4 (0)	9 (1)	0	8 (0)	0 (0)
10月	11 (0)	8 (1)	0	16 (0)	0 (0)
11月	6 (0)	3 (0)	0	12 (0)	0 (0)
計	266 (92)	287 (123)	0	379 (112)	21 (2)

現在の区域指定件数:761件

【内訳】

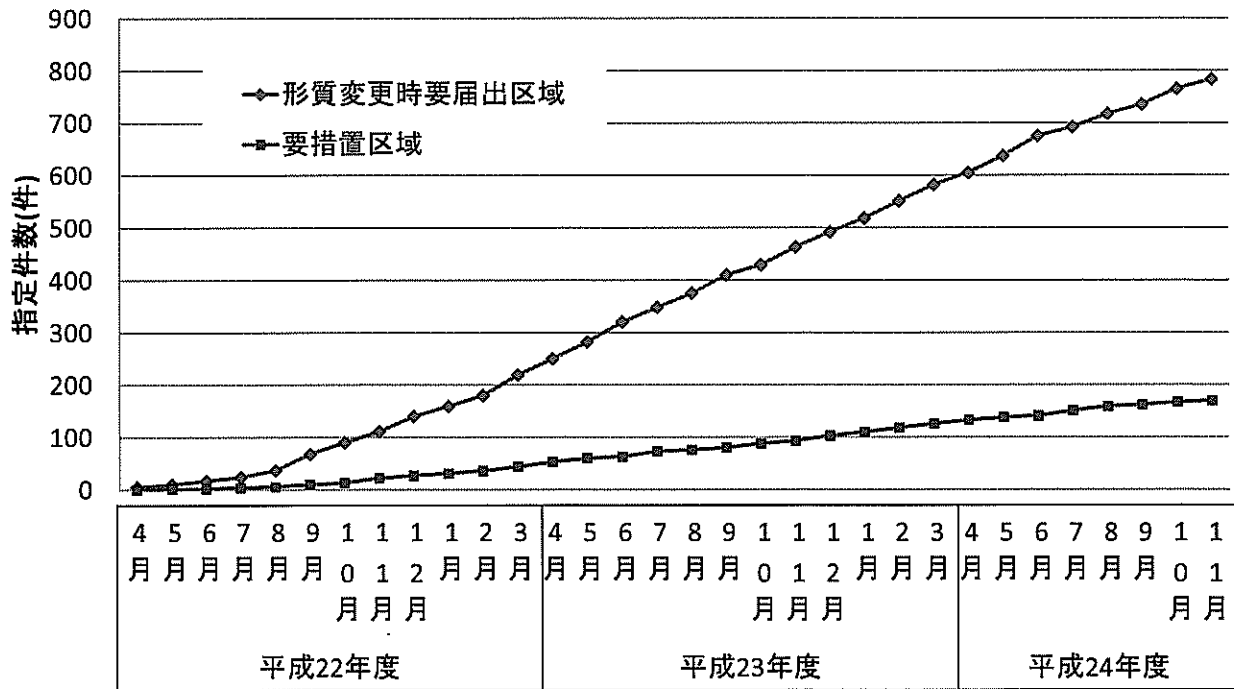
- 3条 : 308件
- 4条 : 164件
- 5条 : 3件
- 14条 : 267件
- 4条・14条: 19件

※都道府県及び政令で定める市から提供を受けた情報に基づいて作成

※括弧内の数字は解除された件数

改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数(区域別)

平成24年12月1日現在



※注 平成24年12月1日までに解除された数を含む
7

改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数(区域別)

改正後の指定件数
(H22.4~)

平成24年12月1日現在

年度	月	要措置区域 (件)		形質変更時 要届出区域 (件)	
		要措置区域	(括弧内)	形質変更時 要届出区域	(括弧内)
平成22年度	4月	0	(0)	5	(3)
	5月	2	(1)	5	(3)
	6月	0	(0)	7	(3)
	7月	2	(2)	7	(1)
	8月	2	(1)	13	(4)
	9月	4	(3)	31	(18)
	10月	3	(2)	22	(9)
	11月	9	(6)	21	(10)
	12月	5	(4)	29	(15)
	1月	4	(1)	19	(6)
	2月	5	(3)	21	(9)
	3月	8	(5)	39	(15)

現在の区域指定件数:761件

【内訳】

要措置区域 : 86件

形質変更時要届出区域: 675件

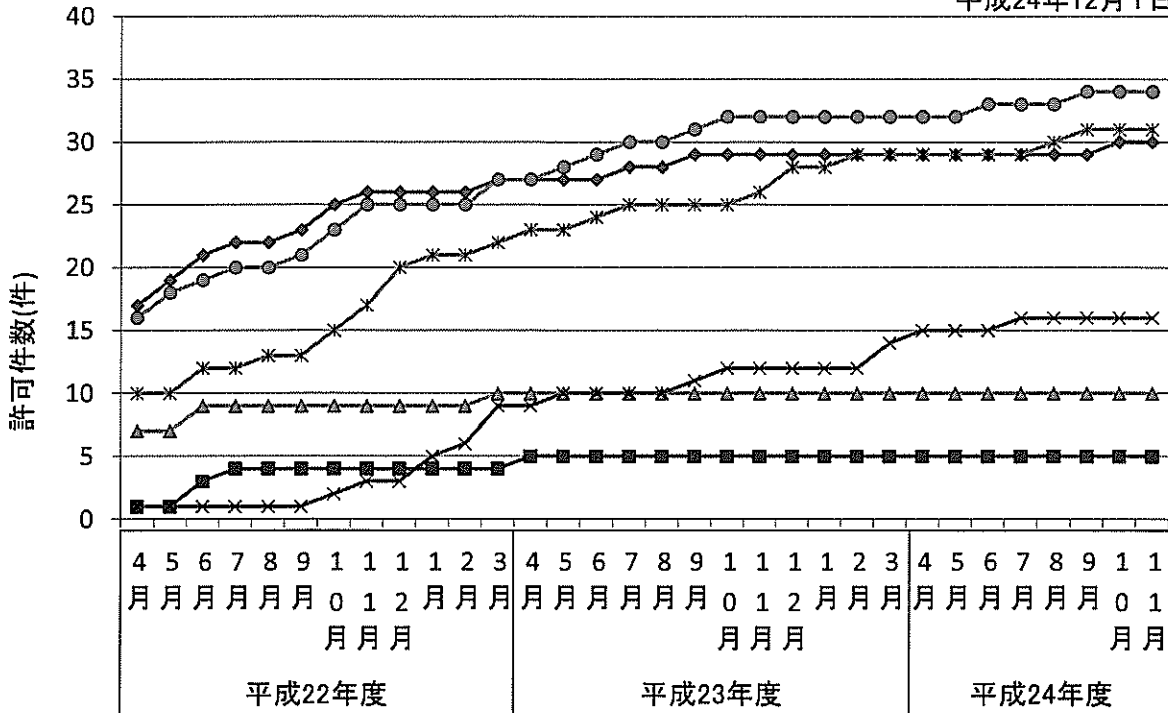
年度	月	要措置区域 (件)		形質変更時 要届出区域 (件)	
		要措置区域	(括弧内)	形質変更時 要届出区域	(括弧内)
平成23年度	4月	9	(6)	31	(11)
	5月	7	(4)	32	(12)
	6月	3	(1)	38	(12)
	7月	10	(4)	28	(7)
	8月	3	(2)	27	(7)
	9月	4	(2)	35	(13)
	10月	8	(6)	19	(5)
	11月	5	(5)	34	(11)
	12月	10	(5)	29	(12)
	1月	7	(3)	26	(11)
	2月	8	(3)	33	(6)
	3月	8	(3)	31	(9)
平成24年度	4月	7	(4)	23	(4)
	5月	5	(2)	32	(10)
	6月	3	(1)	38	(7)
	7月	10	(4)	17	(5)
	8月	8	(2)	25	(4)
	9月	3	(1)	18	(0)
10月	5	(0)	30	(1)	
11月	3	(0)	18	(0)	
計		170	(86)	783	(243)

※都道府県及び政令で定める市から提供を受けた情報に基づいて作成

※括弧内の数字は解除された件数

汚染土壌処理業の許可件数(種類別)

平成24年12月1日現在



◆浄化(浄化) ■浄化(溶融) ▲浄化(不溶化) ✕セメント製造 *埋立処理 ●分別等処理

汚染土壌処理業の許可件数(施設の種類の別)

平成24年12月1日現在

	(件)						
	浄化等処理施設	セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設			
	浄化	溶融	不溶化				
平成22年度	4月	17*	1	7	1	10	16
	5月	2	0	0	0	0	2
	6月	2	2	2	0	2	1
	7月	1	1	0	0	0	1
	8月	0	0	0	0	1	0
	9月	1**	0	0	0	0	1
	10月	2	0	0	1	2	2
	11月	1	0	0	1	2	2
	12月	0	0	0	0	3	0
	1月	0	0	0	2	1	0
	2月	0	0	0	1	0	0
	3月	1	0	1	3	1	2

* うち1件、平成24年6月21日に廃止
** 平成24年1月1日に休止

※都道府県及び政令で定める市から提供を受けた情報に基づいて作成
※許可施設数は計84件

	(件)						
	浄化等処理施設	セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設			
	浄化	溶融	不溶化				
平成23年度	4月	0	1	0	0	1	0
	5月	0	0	0	1	0	1
	6月	0	0	0	0	1	1
	7月	1	0	0	0	1	1
	8月	0	0	0	0	0	0
	9月	1	0	0	1	0	1
	10月	0	0	0	1	0	1
	11月	0	0	0	0	1	0
	12月	0	0	0	0	2	0
	1月	0	0	0	0	0	0
	2月	0	0	0	0	1	0
	3月	0	0	0	2	0	0
平成24年度	4月	0	0	0	1	0	0
	5月	0	0	0	0	0	0
	6月	0	0	0	0	0	1
	7月	0	0	0	1	0	0
	8月	0	0	0	0	1	0
	9月	0	0	0	0	1	1
10月	1	0	0	0	0	0	
11月	0	0	0	0	0	0	
計	30	5	10	16	31	34	

認定調査の実施状況

要措置区域等内の土地の土壌を法の対象から外すための認定調査について、平成22年度に都道府県知事等が認定した件数は5件、土量は1,704m³であった。

平成23年3月31日現在

自治体名	件数	土壌(m ³)
東京都	2件	299
新潟県	1件	70
宮崎県	1件	610
熊本市	1件	725
合計	5件	1,704

11

技術管理者試験の実施状況

	平成22年度	平成23年度
受験申請者数	6,245名	4,174名
受験者数	5,554名	3,532名
合格者数	1,055名	381名
合格率	19.0%	10.8%

平成22年度及び平成23年度技術管理者試験の合格基準

次の(1)及び(2)を満たすこと

(1) 総合得点率 65% (52問/80問) 以上

(2) 問題区分別得点率

－調査 30%以上

－対策 30%以上

－法令等 30%以上

※問題区分

調査 : 10時30分～12時30分 問1～問35

対策 : 13時30分～15時30分 問1～問25

法令等 : 13時30分～15時30分 問26～問45

12

② 平成23年7月の土壤汚染対策法施行規則の改正について

- 自然由来特例区域等の設定
- 自然由来特例区域等の指定状況
- 埋立地管理区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法

13

自然由来特例区域等の設定

区域の分類	定義	健康被害が生じるおそれの基準	帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法	
要措置区域 (参考)	人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域	該当 (おそれあり)	土地の形質の変更の禁止 省令第43条第2,3号 +環告53号	
形質変更 時要届出 区域	(一般管理区域)	人為的な特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域	非該当 (おそれなし)	省令第53条第2号適用 省令第50条第1項+ 環告53号
	自然由来 特例区域※	第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	非該当 (おそれなし)	省令第53条第2号 適用除外
	埋立地 特例区域※	昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	非該当 (おそれなし)	省令第53条第2号 適用除外
	埋立地 管理区域※	①公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	非該当 (おそれなし)	新規告示(環告54号)の方法で施工することにより省令第53条第2号の適用除外

※平成23年7月の土壤汚染対策法施行規則の改正に伴い新たに設定された区域。

14

自然由来特例区域等に指定された件数

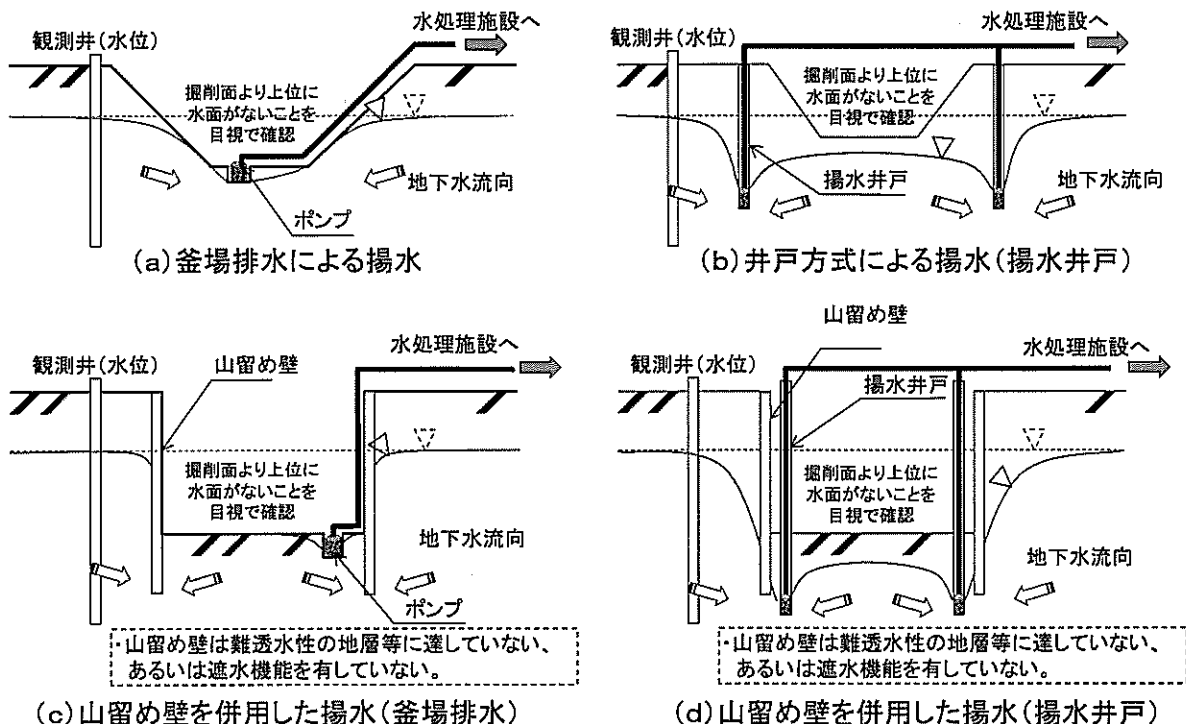
平成24年12月1日現在

区域の分類	定義	指定件数※
自然由来特例区域	第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	30件
埋立地特例区域	昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	6件
埋立地管理区域	①公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	23件

※既に指定解除されたものも含む。

15

埋立地管理区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法 (地下水位を管理して施工する方法の例)



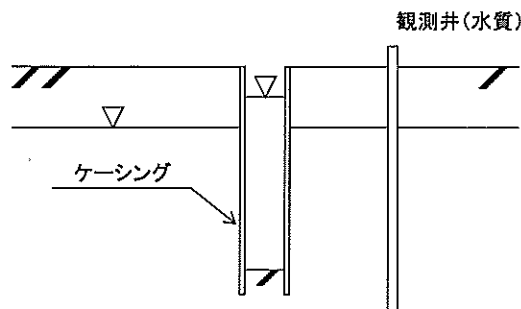
○測定位置: 土地の形質の変更を行う範囲の周縁

○測定地点: 一以上の地点

○測定頻度: 工事期間中、定期的に測定

16

埋立地管理区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法 (地下水質を監視して施工する方法の例)



区域境界において地下水の水質に係るモニタリングを行い、地下水汚染の拡大が確認されたら、地下水汚染の拡大の防止(バリア井戸等)を講じる。

- 測定位置:土地の形質の変更を行う範囲の周縁
- 測定地点:地下水流向が明らかな場合は、地下水流向下流側
地下水流向が不明な場合は、四方位
区域外からの汚染の流入のおそれがある場合は、地下水流向上流側及び下流側
- 地点密度:観測井(水質)の間隔は、目安として30m以内
- 測定頻度:形質の変更前、形質の変更中(少なくとも1ヶ月ごと)
- 測定物質:区域指定を受けた特定有害物質、措置に伴い生成されるおそれがある特定有害物質
- 測定方法:平成15年3月環境省告示第17号

17

③ 土壤汚染対策法に係るガイドラインの改訂について

- 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂(平成24年8月公表)のポイント
- 汚染土壌の運搬及び処理業に関するガイドラインの改訂(平成24年5月公表)のポイント
- 今年度実施している検討調査業務の概要

18

調査及び措置に関するガイドライン改訂のポイント

➤ 自然由来の有害物質が含まれる汚染土壌が盛土材料として利用された場合の取扱い

自然由来の有害物質が含まれる汚染土壌が盛土材料として利用された場合であっても、一定の条件を満たせば、自然由来特例の調査※や自然由来特例区域の対象になる旨を記載。

※自然由来の土壌汚染地については、調査対象地の最も離れた2つの30m四方の格子状の区画内の各1地点の合計2地点で試料採取等を実施。

➤ 土壌汚染対策法の適用外となる岩盤の定義

マグマ等が直接固結した火成岩、堆積物が固結した堆積岩及びこれらの岩石が応力や熱により再固結した変成岩で構成された地盤は、岩盤とみなされ土壌汚染対策法の適用外とする旨を記載。

19

運搬及び処理業に関するガイドライン改訂のポイント

➤ 汚染土壌処理施設の処理状況の的確な把握

汚染土壌処理施設の処理状況を的確に把握するため、汚染土壌処理業者は、許可を付与した自治体に対し、搬入土壌の量等の情報を定期的に報告することが望ましい旨を記載。

➤ 排ガス中の水銀、PCB等の濃度が満たすべき参考値の設定

申請者が、汚染土壌処理施設で処理可能な汚染土壌中の水銀及びPCB濃度の上限値を設定する場合において、排ガス中の水銀、PCB等の濃度が満たすべき参考値を国内外における廃棄物焼却施設の排出基準等を踏まえ設定。

(参考値) 水銀 : 0.05~0.2 mg/m³

PCB : 0.15 mg/m³

ダイオキシン類 : 0.1 ng-TEQ/N m³

➤ 法対象外の基準不適合土壌の取扱い

多くの法対象外の基準不適合土壌が運搬・処理されている現状を踏まえ、これらの土壌についても法の規定に準じて適正な運搬・処理を実施することが望ましい旨を記載。

20

今年度実施している検討調査業務の概要

(調査・措置関係)

- 形質変更時要届出区域(一般管理区域)における土地の形質の変更の施工方法に関する検討
一般管理区域において土地の形質の変更を行う際、要措置区域とは異なり人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがないことから、施工方法の柔軟化を検討。
- 要措置区域等内の土地の土壌を土壌汚染対策法の対象から外すために行う認定調査に関する検討
改正法で規定された認定調査について、平成23年7月の施行規則改正により一部負担を軽減したが、更なる負担軽減の可否について、施行状況を調査し、検討する。

(運搬・処理関係)

- 汚染土壌処理施設の審査等において、留意すべき技術的な事項を取りまとめた自治体担当者向けのガイドブックの検討

21

④その他

- 平成23年度東日本大震災による土壌汚染の現状把握調査
- 平成23年度以降に発出した通知一覧

22

平成23年度東日本大震災による土壤汚染の現状把握調査

(調査目的)

- ・東日本大震災に伴う工場等からの特定有害物質の流失等によって、土壤が汚染されているおそれがあり、汚染の現状を把握し、人の健康に係る被害を防止すること。

(調査項目)

- ・土壤汚染対策法に定める特定有害物質
- ・ダイオキシン類(土壤)

(調査地点)

- ・青森県～千葉県津波被災地域等253地点(すべて公有地)の土壤を調査。

(試料採取方法)

- ・試料採取深度は原則表層5cm
- ・5地点混合方式により試料採取

(調査結果)

- ・水銀、鉛、砒素、ふっ素の4物質について78地点で土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に不適合。
- ・有識者から人為的原因による土壤汚染の可能性が指摘された地点については、平成24年度も追加調査を実施中。

県・政令市	調査地点数		
	第1回	第2回	合計
青森県	—	9(0)	9(0)
八戸市	—	7(3)	7(3)
岩手県	16(5)	34(5)	50(10)
宮城県	32(6)	62(30)	94(36)
仙台市	17(2)	10(4)	27(6)
福島県	5(3)	19(7)	24(10)
いわき市	8(4)	12(4)	20(8)
茨城県	—	11(1)	11(1)
千葉県	—	11(4)	11(4)
合計	78(20)	175(58)	253(78)

※括弧内は基準不適合地点数

平成23年度以降に発出した通知一覧

	通知名称	日付
1※	土壤汚染対策法施行規則及び土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行について	平成23年7月8日
2	汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令の施行について	平成23年7月8日
3	「汚染土壤の運搬に関する基準等について」の一部改正について	平成23年7月8日
4	土壤汚染状況調査における地歴調査について	平成23年7月26日
5	平成22年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査について(依頼)	平成23年8月1日
6※	土壤汚染対策法第3条第2項に基づく通知等の運用について	平成24年3月12日
7	平成23年度土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査について(依頼)	平成24年7月9日
8	自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壤が盛土材料として利用された場合の土壤汚染状況調査に係る特例及び自然由来特例区域の該当性について	平成24年8月13日
9	土壤汚染状況調査における地歴調査について	平成24年8月17日